

北見工業大学学章等に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北見工業大学(以下「本学」という。)の学章、ロゴマーク及びスクールカラー(以下「学章等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(学章)

第2条 本学の学章は、別図1のとおりとする。

2 学章の色は、第4条に規定するスクールカラーとする。

(ロゴマーク)

第3条 本学のロゴマークは、別図2のとおりとする。

(スクールカラー)

第4条 本学のスクールカラーは、淡青とし、別図3のとおりとする。

(使用者の資格)

第5条 学章等を使用することができる者は、次のとおりとする。

- 一 本学
- 二 本学の役員又は職員
- 三 本学の承認を得た学生団体
- 四 その他学長が使用の許可をした個人及び団体等

(使用の許可)

第6条 前条第3号及び第4号に規定する者が学章等を使用しようとするときは、別紙様式1の使用申請書を学長に提出し、別紙様式2による使用の許可を受けなければならない。

(商業利用)

第7条 学章等を商業利用しようとする者は、学長の許可を受けた上で、学章等の使用に関する契約を締結するものとする。

(使用の許可の取消し等)

第8条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、学章等の使用の許可を取り消し、又は停止させることができる。

- 一 使用申請書の内容に虚偽があったとき。
- 二 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

四 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

五 その他学章等の使用方法が適切でないとき。

(遵守事項)

第9条 学章等を使用するときは、この規程を遵守するとともに、本学の品位と尊厳を保持しなければならない。

(庶務)

第10条 学章等に関する庶務は、企画広報課において行う。

(雑則)

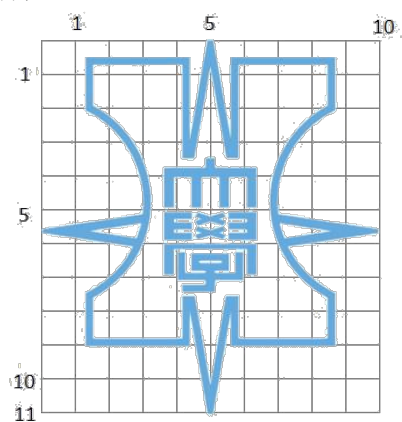
第11条 この規程に定めるもののほか、学章等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成24年3月14日)

この規程は、平成24年3月14日から施行する。

別図1

(第2条関係)

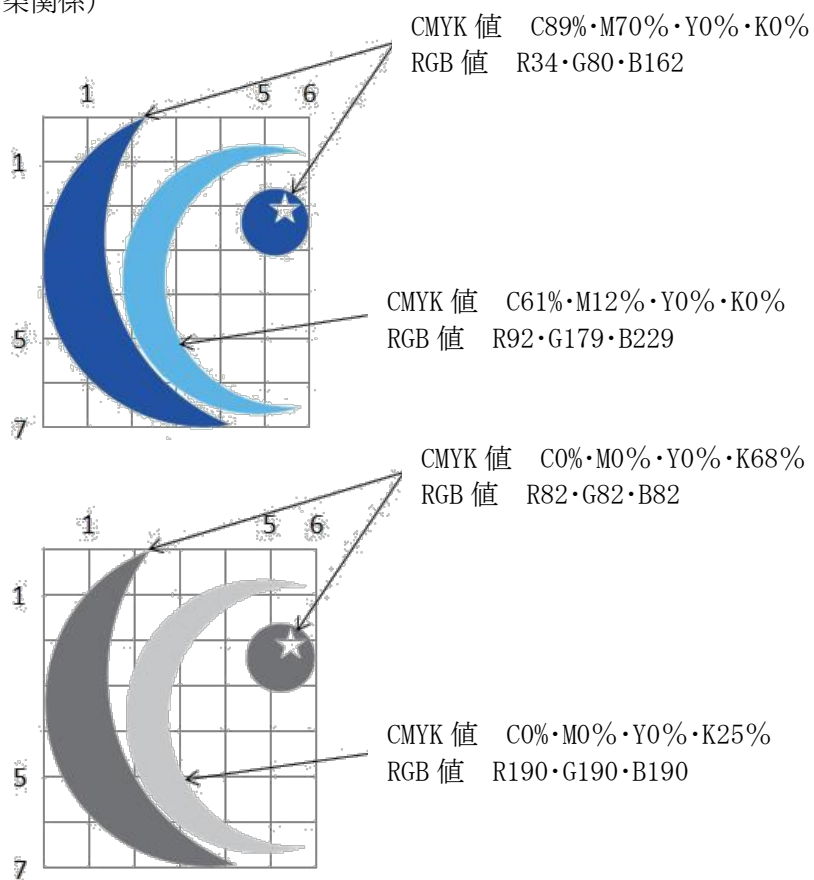


寸法の割合は、横10対縦11とする。

用途に応じて第4条で規定された以外の単色表示で 사용할 ことができるものとする。

別図2

(第3条関係)



寸法の割合は、横6対縦7とする。



フォント メイリオBold
寸法の割合は、横6対縦1とする。



フォント KITAMI メイリオBold
Institute of Technology メイリオRegular
寸法の割合は、横6対縦2とする。

別図3

(第4条関係)



CMYK値 C60%・M20%・Y0%・K0%

RGB値 R61・G176・B243

DIC特色 DICPART II 3版 2587

別紙様式1

年 月 日

北見工業大学長 殿

申請者
(住所)
(氏名)
(連絡先)電話：
E-mail： 印

北見工業大学学章等使用申請書

下記のとおり（学章・ロゴマーク）を使用したいので、許可願います。
なお、使用に際しては、北見工業大学学章等に関する取扱規程を遵守します。

記

- 1 使用対象（使用を希望するものに○をつけること）
 - ・学章
 - ・ロゴマーク
- 2 使用目的
- 3 非売・販売の別
- 4 使用方法（レイアウト等の参考資料があれば添付すること。）
- 5 使用期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 使用場所
- 7 その他

殿

北見工業大学長

北見工業大学学章等使用許可書

年 月 日付けで申請のありました標記のことについて、下記の条件を付して使用を許可します。

記

1 使用対象

2 使用期間

3 使用許可の条件

1) 次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、学章等の使用の許可を取り消し、又は停止させることがあります。

一 使用申請書の内容に虚偽があったとき。

二 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれのあるとき。

三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

四 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

五 その他学章等の使用方法が適切でないとき。

2) 学章等の使用の許可、取消又は停止に関して、万一、申請者若しくは第三者に損害等が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合は、申請者においてこれを処理し、本学では一切その責任を負いません。